

2 「外郭団体の経営健全化指針」の策定について

目的

団体の統廃合、民営化および経営の健全化・自立的運営等を進めるため、新たな指針を策定する。

対象団体

県出資 1/4 以上 30 団体を対象とする。

(従来の 1/2 以上出資団体 (15 団体) を 1/4 以上出資団体に拡大する。)

評価の実施

【団体評価】

すべての団体について、目的の適合性、事業の必要性等について評価を行い、存続すべきか等について評価する。

- ◇ 評価の手順
 - ・ 県が評価を実施
 - ・ 県評価について外部委員から意見を聴取
- ◇ 評価の項目
 - ・ 設立目的・実施事業の必要性
- ◇ 評価後の指導
 - ① 解散
 - ・ 設立目的が達成された団体等の解散
 - ② 民営化
 - ・ 経営的に自立ができる団体等の民営化
 - ③ 存続
 - ・ その他の団体については経営評価を実施

【経営評価】

団体評価において存続すべきとされた団体について、県の財政的支援等の見直しによる自立化、経営の健全化等について評価する。

- ◇ 評価の手順
 - ・ 団体が事前評価、県が経営評価を実施
 - ・ 県評価について外部委員から意見を聴取
- ◇ 評価の項目
 - ・ 組織運営の健全性
 - ・ 自立性
- ◇ 評価後の指導
 - ① 統廃合
 - ・ 類似する団体の統廃合
 - ② 自立化
 - ・ 県の職員派遣、財政支出(出資金、補助金等)の見直し
 - ③ 経営改善
 - ・ 評価結果を踏まえた課題に対する改善・指導